

# 令和4年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第148号

令和4年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年11月30日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和4年第4回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和4年12月13日（火曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 14名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	16番 白 川 正 樹

### 欠席議員 2名

13番 三 好 勝 利	15番 川 原 茂 行
-------------	-------------

### 会議録署名議員の指名議員

12番 松 下 一 美	14番 大 西 豊
-------------	-----------

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 補 佐 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

川原茂行議員、三好勝利議員より、欠席の届出がありましたので、御報告いたします。  
 総務課長欠席のため、代理で朝倉課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。  
 ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、建設経済常任委員長より、会議規則第75条の規定に基づき、請願第1号の閉会中の継続審査申出書の提出がありました。

また、各常任委員長並びに議会運営委員長より、同条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月12日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議長、執行部同席の下、議会運営委員会の委員全員が出席し、本定例会最終日の日程等について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号を御覧ください。

- 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第6 議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止について
- 日程第8 議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号
- 日程第11 議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号
- 日程第12 議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号
- 日程第13 議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号
- 日程第14 請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第15 閉会中の継続調査について
- 以上の日程とすることで意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。
- 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。  
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## **日程第2 会議録署名議員の指名**

**○白川正樹議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、松下一美君、14番、大西豊君を指名いたします。

## **日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）**

**○白川正樹議長** 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

**○白川皆男教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月5日、全員協議会室におきまして、委員4名、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第9号、議案第13号の2件であります。

まず、議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について説明があり、令和5年度より燃やせるごみ、燃やせないごみの町指定ごみ袋特小サイズ追加に伴い、ごみ袋の金額を追加するものである。金額設定については、近隣市町を調査し、今回作成するものと同サイズのものを参考としたとの説明がありました。

委員より、ごみ袋の製造単価と販売単価について質疑があり、執行部より、製造単価は全サイズとも1袋当たり平均22円程度かかっているが、近隣市町の状況を参考に、特小サイズの販売価格を10円に設定したとの答弁がありました。

また、委員より、調達コストについて質疑があり、執行部より、保管場所が限られており、大量に発注できないため、コストは高くなっているとの答弁がありました。

委員より、特小サイズ追加の周知方法について質疑があり、執行部より、住民の方には町広報、行政告知放送での周知を予定している。また、ごみ袋を取り扱っている業者には、通知による周知を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,428万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,698万6,000円とするとの説明がありました。

これは、諸支出金の償還金5,428万6,000円の増額であり、昨年度に交付された介護給付費等の交付金を実績に基づき返還するものであるとの説明がありました。

委員より、介護保険は3年間の計画により運営するが、その都度、計画どおりに実施できているか、調査、確認が重要になるとの意見がありました。

以上が、議案審議の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることにし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

#### 日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月6日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第8号、議案第14号、議案第15号、請願第1号の4件であります。

まず、議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定については、本条例の制定はさらなる企業誘致の促進を図り、産業の振興及び雇用の創出に資するため、新たな奨励措置等を整備することに伴い、全部改正を行うものであるとの説明がありました。

また、施行規則の説明とともに詳細について説明があり、指定要件については、敷地面積3,000平方メートル以上かつ新築建築面積が1,000平方メートル以上であること、町内に居住する者の5人以上の新規雇用があることなど、いずれの要件にも該当すること。奨励金については、事業所の用に供するため取得した土地等に賦課される固定資産税に該当する額を一定期間交付する施設奨励金や、事業所の新設等に伴い町内在住者を新規雇用した場合に交付する雇用促進奨励金、また、事業所用地を取得した際の不動産取得税に相当する額を交付する用地取得奨励金などについて説明がありました。

委員より、固定資産税に係る施設奨励金の期間が8年という設定にしているが、他の自治体と比べて長いのか。また、企業を誘致するのであれば、期間を10年にしてはどうかとの意見があり、執行部より、過疎法における課税免税期間3年とまんのう町企業誘致条例による5年間を合わせて8年としているが、全国的にも8年という長期の設定はないものと思われる。企業にとっては好条件な期間だと考えているとの答弁がありました。

委員より、施行規則に「暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者」とある条文の表記方法が適正なのかと意見があり、執行部より、専門の方などに確認するとの答弁がありました。

次に、議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号について、歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,640万円とするものである。内訳は、総務費の一般管理費で、中讃流域下水道

(金倉川処理区)負担金を130万円の増額、施設費の下水道施設整備費で、下水道施設整備工事設計委託料を750万円の増額をするものである。この委託料は満濃中学校の北側の区域で、従来、浄化槽処理だったものを下水道処理に変更するためのものである。また、債務負担行為について説明があり、まんのう町公共下水道マンホールポンプ維持管理業務で令和5年度110万円を限度額とする。これはマンホールポンプ維持管理業務を次年度に業務委託するため、本年度中に業者選定を行うための措置であるとの説明がありました。

次に、議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号では、長炭中部クリーンセンター汚水処理施設維持管理業務において、令和5年度250万を限度額とする債務負担行為の説明があり、維持管理業務を次年度に業務委託するため、本年度中に業者選定を行うための措置であるとの説明がありました。

以上、2件については質疑はありませんでした。

次に、請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員より、請願の内容について、香川県では「香川県主要農作物採種事業実施要領」を改正し、主要農作物種子法の廃止前と変わらぬ種子の安定供給体制の構築に努めているが、条例として整備し、種子の安定供給・食料安定生産のために法的根拠を求めるものである。なお、農業者や消費者にデメリットな事項があれば修正し、安心できる条例に整備すべきであると考えたとの説明と、種子条例の制定を求める意見書の内容について説明がありました。

委員より、まんのう町の現状を踏まえて考えると、種子条例を定めることにメリットがない。また、内容や趣旨について十分理解できない部分があり、もう少し調査、研究が必要であるため、継続審査とするほうがいいのではないかとの意見があったことから、閉会中の継続審査について諮ったところ、全会一致で継続審査とすることに決定しました。

以上が、議案審議等の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定について、全会一致で可。議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可。議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(案)第1号、全会一致で可。請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願、全会一致で継続審査とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告といたします。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告

を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 委員長に企業誘致条例、これについての審議内容についてお尋ねします。

説明資料として規則が添付されております。この規則の第6条が申請指定時の提出書類ですね、第11号にその他町長が必要と認める書類とありますが、この中身について、委員会の中で論議があったのかどうか、それをお尋ね申し上げます。あるなしで結構です。

**○白川正樹議長** 8番、合田正夫君。

**○合田正夫建設経済常任委員長** 今、竹林議員が言ったことには質疑はありません。

**○白川正樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 本条例は本町の産業振興を図る上で極めて重要な条例でありまして、税金の減免だけでなく、奨励金を交付すると。特定の民間事業者に対して奨励金を交付するという非常に重大な意味を持つものであります。その運用については、いろいろ種々検討することがあるかと思えます。

規則の第6条に、申請時に提出する書類を並べておりますが、第10条までは法令的な形に入ったもので、私は第11条、その他町長が必要と認める書類というところに。

**○白川正樹議長** 竹林昌秀君、委員長報告に対する質問をお願いいたします。

**○竹林昌秀議員** はい。

私の趣旨を言っておるんですが、3年分の財務諸表、2番目、出資者と資金一覧表、そして、第3、役員履歴、第4、販売先一覧、第5、仕入れ先一覧、第6に進出後の事業計画、その収支計算計画、そして、その事業所を現場視察すること、そして環境アセスメント、これの提出、これらのことを第11条のその他町長が必要と認める書類として、今後の委員会審議において検討して下さるようお願い申し上げます。委員長、いかがでしょうか。今後で結構でございます。条例自身、我々が審議すべき条例自身は十全なものとして賛同申し上げます。その運用について、委員長の見解を求めます。

**○白川正樹議長** 6番、竹林昌秀君、委員長報告に関しての質問をお願いいたします。

**○竹林昌秀議員** 今後の委員会において、私が申し上げたことを論議、研究していただけるかどうか、これだけ、今後のことについてお尋ね申し上げます。

**○白川正樹議長** 8番、合田正夫君。

**○合田正夫建設経済常任委員長** 竹林議員にお答えいたします。

継続審査することになっておりますので、委員会です。

**○竹林昌秀議員** ありがとうございます。

**○白川正樹議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## 日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月8日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第12号の令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の所管部分の質疑内容の報告がありました。この報告はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしく願いいたします。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第7号、議案第12号の3件であります。

まず、議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、執行部より、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定年が65歳に引き上げられること等に伴い、本町の関係条例について所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものである。制度の概要は、①令和5年度から2年ごとに1歳ずつ定年を引上げ、②役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入、③給与は60歳時点の7割水準、④定年前再任用短時間制度の導入と暫定再任用制度の措置、⑤退職手当のピーク時特例算定を行うものであるとの説明がありました。

委員より、役職定年制の制度内容について質疑があり、執行部より、制度上では60歳の誕生日以降に役職定年になる。また、誕生日の日以後、最初の4月1日までの間を異動期間とし、その期間中に役職降任とする。なお、役職定年は課長級が対象であるとの答弁がありました。

また、委員より、定年延長後、退職者が減ることにより職員数が増加し、職員定数の上限に達することが推測されるが、地元若者の就職先として毎年の採用を維持できるように努めてほしいとの意見がありました。

委員より、会計年度任用職員の職員数の増加と処遇改善などの制度改正により、人件費が増加している。正規職員及び会計年度任用職員の適正な職員配置の見直しをするようにとの意見があり、執行部より、適正な職員配置を検討し、財政圧迫にならないように努めるとの答弁がありました。

次に、議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、暫定再任用制度が導入されるため、現行の再任用制度を廃止するものであるとの説明がありました。

次に、議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号では、執行部より、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,793万4,000円を追加し、



歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億9,918万1,000円とする。

歳入に関する主なものとして、地方交付税では、普通交付税の増額、国庫支出金では、子どものための教育・保育給付費の減額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などの増額、そのほか、町債では減額補正をしているとの説明がありました。

歳出に関するものとして、まず、正職員の給与、手当などの人件費や会計年度任用職員の手当については、人事異動、手当支給率の改定に伴う増額補正であるとの説明があり、総務費では、電気料金の値上げによる光熱水費の増額、材料費の高騰による満濃南こども園保育所棟改修工事費の増額、情報関連設備機器更新工事では、機器調達に長期間要することから、本年度の実施は困難なため、事業見送りによる工事請負費の減額などである。民生費では、新型コロナウイルス感染症の行動制限がなくなり、仲南福祉バスの一般使用が増加したため、仲南福祉バス運転業務委託料の増額である。消防費では、小型ポンプ、消防車両などの修繕料や避難施設の燃料費の増額、原材料費の高騰による防火水槽設置工事費の増額である。教育費では、忠八まつりの開催中止による補助金の減額と仲南地区バレーボール大会の開催中止による保健体育振興費の減額である。諸支出金では、定期預金や有価証券の運用益の増加による増額補正であるとの説明がありました。

委員より、マイクロバスの運行契約について質疑があり、執行部より、シルバー人材センターと1回当たりの運行単価で契約を締結しているとの答弁がありました。

委員より、満濃南こども園保育所棟の改修工事後、どのような施設利用とするのかとの質疑があり、執行部より、図面の提示があり、まんのう町土地改良区、シルバー人材センター、町立図書館の倉庫、かんたんフィットネスが利用する。施設管理については、現在、検討中であるとの答弁がありました。

委員より、施設の開業時期と満濃農村環境改善センターで行われているかんたんフィットネスの移転に伴う町外の方への告知はどのようにするのかとの質疑があり、執行部より、新年度からのオープンとなる。また、移転の周知については、担当部署から広報、告知放送などの方法で広く周知する予定であるとの答弁がありました。

委員より、燃料費や光熱水費が増加しているが、節電、節水に努めるようにとの意見がありました。

以上、議案審議の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、可決すべきもの。議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止について、可決すべきもの。議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算(案)第4号、可決すべきものとする。ことにより意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○白川正樹議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

## **日程第6 議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**○白川正樹議長** 日程第6、議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

## **日程第7 議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止について**

**○白川正樹議長** 日程第7、議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○白川正樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町職員の再任用に関する条例の廃止についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第8 議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定について

○白川正樹議長 日程第8、議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町企業誘致条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第9 議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第9、議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第10 議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

○白川正樹議長 日程第10、議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 令和4年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○白川正樹議長 日程第11、議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

○白川正樹議長 日程第12、議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和4年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号

○白川正樹議長 日程第13、議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 令和4年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

### 日程第14 請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願

○白川正樹議長 日程第14、請願第1号 「香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本請願につきましては、建設経済常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、請願第1号について採決を行います。本請願を、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### 日程第15 閉会中の継続調査について

○白川正樹議長 日程第15、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長より所管事務の調査を行うため、また、議会運営委員長より議会運営を効率的かつ円滑に行うために閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査を行うことに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和4年第4回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

**閉会 午前10時18分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月13日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員